公売物件明細書

お問い合わせ先
長野原町役場　税務会計課　徴収係
〒３７７－１３９２
群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1
電話０２７９－８２－２２４７
ホームページ　http://www.town.naganohara.gunma.jp

参加申込期間：令和8年1月8日（木）午後1時～
　　　　　　　令和8年1月26日（月）午後11時まで
入　札　期　間：令和8年2月2日（月）午後1時～
　　　　　　　令和8年2月9日（月）午後1時まで
入　札　方　法：ＫＳＩ官公庁オークション内

群馬県吾妻郡長野原町

物　件　明　細　書

<table>
<tr><td rowspan="2">売却区分の番号</td><td rowspan="2">長野原町－７</td><td>見積価額</td><td>金３１８，０００円</td></tr>
<tr><td>公売保証金</td><td>金　４０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="4">財産の表示
（土地）
１　所　在　　群馬県吾妻郡長野原町大字応桑字新田
　　地　番　　１００番５
　　地　目　　田（現況：畑）
　　地　積　　１０５３㎡
（以上登記簿による表示）</td></tr>
<tr><td>物件の位置</td><td colspan="3">・ＪＲ吾妻線「羽根尾駅」から道路距離で約７．８㎞</td></tr>
<tr><td>公法上の規制</td><td colspan="3">・非線引都市計画区域・用途無指定地域（建蔽率70%、容積率400%）
・埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、開発を行う場合は事前に発掘届が必要。
・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に含まれていない。
・開発の内容により、長野原町開発事業等の適正化に関する条例、長野原町景観条例の適用があります。</td></tr>
<tr><td>接道状況</td><td colspan="3">・間口約4.7ｍで町道狩宿北軽線に等高で接面している。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">物件の概況</td><td>地勢</td><td colspan="2">平坦</td></tr>
<tr><td>画地条件</td><td colspan="2">土地見取り図のとおり</td></tr>
<tr><td>形状</td><td colspan="2">不整形（土地見取図のとおり）</td></tr>
<tr><td>使用状況等</td><td colspan="3">・公売物件上のビニールハウス・動産・構築物は公売対象外となります。
・農業委員会に届出された小作人はいません。
・ビニールハウス・動産の撤去については、所有者と協議が必要になります。
・境界杭は、確認ができないため隣接地の地権者と協議が必要です。
・私線の水道が、ビニールハウスまで延長されています。
・物件の写真は、2024年6月に撮影したものです。</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3">・農業振興区域内の農用地以外です。
・買受希望者は、買受適格証明書が必要になります。なお、買受適格証明書の交付申請には申請期間の指定があり、概ね１ヶ月以上を要します。詳しくは長野原町農業委員会にお問い合わせください。（電話０２７９－８２－３０３５）
・所有権の移転には、農地法で規定する許可が必要になります。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">１．長野原町は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。
２．長野原町は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、鍵の引渡等についても、すべて買受人自身で行ってください。
３．長野原町は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
４．権利移転に必要な書類は、買受代金納付期限までに執行機関に提出して下さい。
５．権利移転に要する費用（登録免許税等）は買受人の負担となります。
６．公売財産の面積等は、公簿上によるものです。
７．土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。
８．境界は、隣接地所有者と協議してください。
９．農地の権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付し農業委員会の許可又は届出の受理があった時とします。したがって、所有権取得後の財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。</td></tr>
</table>

注意事項	10. 売却決定は、「入札価格」欄に記載した金額により行います。 11. 公売財産が不動産等の場合、最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第104条の2） 12. 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価格」欄に記載された金額により行います。 13. 見取り図等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺、位置・写真等は実際と異なる場合があります。 14. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、関係公簿等を閲覧したうえで入札してください。 15. 暴力団員等でないことの陳述書を、長野原町役場税務課宛て提出してください。 提出が無い場合は、入札ができません。 16. 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。 17. 期限までに買受代金の納付が無い場合は、公売保証金は没収となります。 18. 期限までに故意に買受代金の納付をしない買受人は、以後２年間、長野原町の公売に参加することができません。 19. 売却決定日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。 20. 長野原町暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加できません。 21. 地方税法に基づき、不動産取得税及び固定資産税が課税されます。
その他事項	本物件は、消費税法上の非課税財産です。
問い合わせ先	長野原町役場　税務会計課　徴収係 電話　０２７９－８２－２２４７（直通）

公売財産周辺地の概要図

売却区分の 番 号	長野原町－７

公売財産周辺地の概要図

長野原町公売物件位置図

売却区分の 番 号	長野原町－７

土地の見取図

土地の見取図

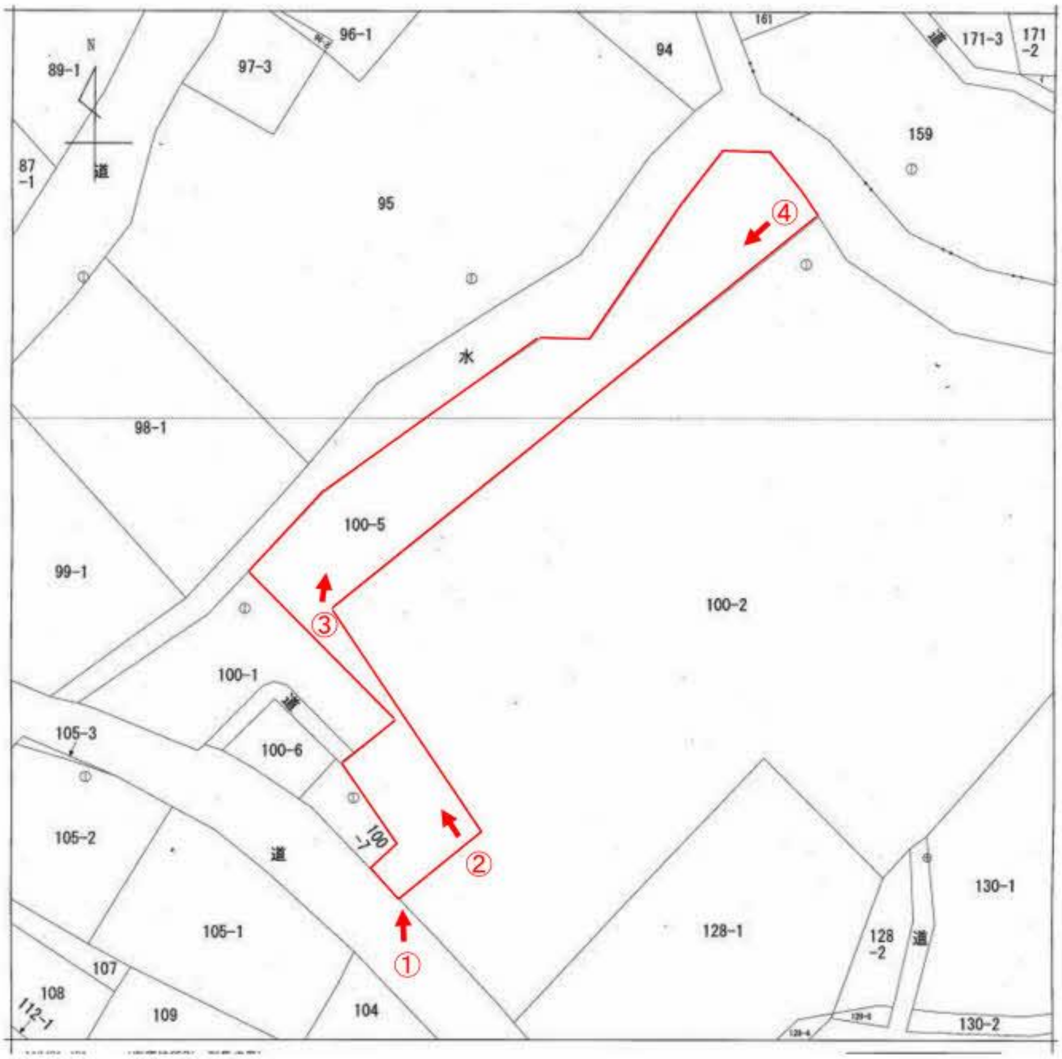

※公売財産（土地の見取図）は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまでイメージするための参考としてお考え下さい。

売却区分の 番 号	長野原町－７

写　　　　　　真

「土地の見取図」矢印１より撮影（2024年6月撮影）

「土地の見取図」矢印２より撮影（2024年6月撮影）

売却区分の 番 号	長野原町－７

写　　　　　　　真

「土地の見取図」矢印３より撮影（2024年6月撮影）

「土地の見取図」矢印４より撮影（2024年6月撮影）